

(別表) 食料品を中心とする小売分野における優越的地位の濫用規制の国際比較

	市場支配力規制		特別の法規制									自主規制	その他、調査	
	法規制の有無	規制事例の有無	法規制の有無、内容	規制機関	刑罰	課徴金、制裁金	排除措置命令	勧告、公表	仲裁	損害賠償、遅延利息等の補償	執行状況			
EU	支配的地位の濫用	なし	支払遅延防止指令(具体的な国内法への落とし込みは各加盟国に委ねられている)	欧州委員会、加盟国							遅延利息支払い、補償	EU なし、加盟国は調査中	ハイレベル・フォーラム、The Supply Chain Initiative	欧州委員会・UTPsの報告書、グリーンペーパー進行中
イギリス	支配的地位の濫用	なし	①SCOP ②GSCOP ③GCA法	①公正取引庁 ②競争委員会(2014年4月以降はCMA) ③仲裁者(Adjudicator)が実施		③制裁金	①命令 ②命令	③調査、勧告、情報公開請求、制裁金を科す、勧告の監視	③仲裁者による裁定		①実効性があがっていないため、 ②に置き換わった ③施行されたばかり			数次に渡る市場調査報告書に基づき左記制度を導入
フランス	支配的地位の濫用	なし	①経済的従属状態の濫用 ②事業者間契約における濫用条項 ③支払遅延規制(EU指令の取り込み)	①競争委員会 ②(正確には規制機関ではないが)裁判所(民事訴訟)	①4年以下の懲役及び7万5千ユーロ以下の罰金 ③罰金(法人上限37万5千ユーロ、非法人上限7万5千ユーロ)	①制裁金(企業は事業年度売上額の10%を上限、非企業は300万ユーロ)	①排除措置、履行強制金	①競争委員会決定として公表(申告者=被濫用行為者も公表される)		①無効 ②被害者による民事訴訟(差止請求(従わない場合履行強制金)、民事罰金、損害賠償) ③遅延損害金、回収に要した費用の補償	①の競争委員会の執行事例は少ない(ここ10年で数十件) ②の民事訴訟は多数			
ドイツ	支配的地位の濫用	なし	圧倒的地位の濫用	連邦カルテル庁		制裁金	排除措置命令			①無効 ②差止請求、損害賠償	近時ほとんどなし			
韓国	支配的地位の濫用	なし	①優越的地位の濫用(一般指定) ②下請法 ③大規模小売流通業法	公正取引委員会	①刑罰(2年以下の懲役・1億5千万ウォン以下) ②刑罰(報復行為) ③刑罰(①に同じ)	①課徴金(売上高の2%) ②課徴金 ③課徴金	③是正命令・勧告、等	②常習者の公表		②3倍賠償責任	活発、頻繁に法改正			
中国	支配的地位の濫用	なし	①反不当競争法 ②価格法 ③公正取引管理弁法、販売促進行為管理弁法	①工商総局 ②発改委 ③商務部等5部門	①犯罪を構成した場合、法により刑事責任追及	①違法所得の没収及び制裁金(5万元以上20万元以下) ②違法所得の没収及び制裁金 ③制裁金(違法所得の3倍以下、上限3万元、所得がない場合1万元以下)	①排除措置命令 ②是正命令 ③是正命令	③公告		①損害を与えた事業者は、損害賠償責任を負う。被害事業者は、人民法院に訴えを提起できる。 ②損害賠償責任を負う	①制裁金を課した事例あり ③活発とはいえず、整理整頓、10項目、全国電話会議等の強化の動き			
オーストラリア	市場力の濫用	セーフウェイ事件(2006)、複占化が進み市場支配力がある可能性	①競争・消費者法に基づく市場力の濫用 ②同・非良心的行為規制 ③同・産業規約	競争・消費者委員会(ACCC)		①制裁金(法人上限1千万ドル、違法利益の3倍額(違法利益が不確定な場合、過去12か月の売上10%)の高い方、個人上限50万ドル) ②制裁金(法人上限110万ドル、個人上限22万ドル)	③強制的確約	③警告公表告知		①被害者は損害賠償、補償命令、差止命令を裁判所に申立て ②ACCCは補償を裁判所に申立て、被害者は①同様申立て ③ACCCは損害賠償等を申立て、被害者は①と同様申立て	ACCCは積極的、執行方針(2013年)			①報告書(2008) ②年次報告(2011-12年)
アメリカ	独占化、その企図、競争の実質的減殺	なし	①ロビンソン・パットマン法 ②州ディーラー法	①司法省、連邦取引委員会							①近時事例なし ②90年代前半まで確認			
日本	競争の実質的制限、競争減殺	なし	①優越的地位の濫用 ②下請法	公正取引委員会		①課徴金(取引額の1%)	①排除措置命令	②勧告、公表		①25条 ①②民法709条 ②返金	①課徴金は4件、排除措置命令は旧法下多数 ②活発			